

土木工事施工管理基準  
農業農村整備事業編

令和3年8月

滋賀県農政水産部耕地課

土木工事施工管理基準  
農業農村整備事業編

目 次

土木工事施工管理基準 農業農村整備事業編	.....	1
別表第1 直接測定による出来形管理基準	.....	3
1 共通工事	.....	4
2 ほ場整備工事	.....	16
3 農用地造成工事	.....	18
4 補装工事・道路改良工事	.....	22
5 水路トンネル工事	.....	32
6 水路工事	.....	36
7 排水路工事・河川工事	.....	42
8 管水路工事	.....	46
9 畑かん施設工事	.....	74
10 橋梁工事	.....	76
11 橋梁下部工事	.....	80
12 法面保護工事	.....	86
13 暗渠排水工事	.....	92
14 フィルダム工事	.....	94
15 頭首工工事	.....	98
16 海岸河川工事	.....	100
17 ため池改修工事	.....	102
別表 ア、イ、ウ、エ、オ、カ	.....	108
別表第2 撮影記録による出来形管理基準	.....	119
1 共通工事	.....	120
2 ほ場整備工事	.....	122
3 農用地造成工事	.....	124
4 補装工事・道路改良工事	.....	124
5 水路トンネル工事	.....	126
6 水路工事	.....	126
7 排水路工事・河川工事	.....	126
8 管水路工事	.....	128
9 畑かん施設工事	.....	130
10 橋梁工事	.....	130
11 橋梁下部工事	.....	130
12 法面保護工事	.....	132
13 暗渠排水工事	.....	132
14 フィルダム工事	.....	132
15 頭首工工事	.....	134
16 海岸河川工事	.....	134
17 ため池改修工事	.....	134

# 土木工事施工管理基準

## 農業農村整備事業編

別表第3	品質管理基準	137
1	コンクリート関係	138
2	土質関係	146
3	石材関係	156
4	アスファルト関係	158
5	コンクリート二次製品及び鋼材関係	164
6	その他の二次製品	168

この土木工事施工管理基準 農業農村整備事業編（以下、「施工管理基準」という。）は、滋賀県一般土木工事等共通仕様書に規定する施工管理（工程管理、出来形管理および品質管理）の基準を定めたものである。

### 第1 目的

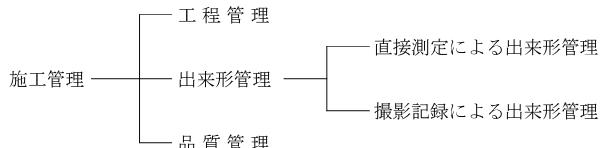
この施工管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形および品質規格の確保を図ることを目的とする。

### 第2 適用

この施工管理基準は、滋賀県が発注する農業農村整備事業に係る土木工事について適用する。また、この施工管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、国土交通省近畿地方整備局が定める「土木工事施工管理基準及び規格値(案)」等を参考に監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

### 第3 施工管理の基本構成

施工管理の基本構成は次のとおりとする。



#### 1 工程管理

契約工期を考慮し、工事の施工達成に必要な作業手順および日程を定めて、工程内容に応じた方式（ネットワーク方式、バーチャート方式等）により工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実績を比較検討の上、必要な処置を講じるものとする。

#### 2 直接測定による出来形管理

工事の出来形を把握するため、工作物の寸法、基準高等の測定項目を施工順序に従い直接測定（以下、「出来形測定」という。）し、その都度、結果を定められた管理方式等により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

#### 3 撮影記録による出来形管理

出来形測定、品質管理を実施した場合、または施工段階(区切り)および施工の進行過程が確認できるよう、撮影基準等に基づいて撮影記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

#### 4 品質管理

資材等の品質を把握するため、物理的、化学的試験を実施（以下、「試験等」という。）し、

その都度、結果を定められた管理方式等により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

#### 第4 施工管理の実施

##### 1 施工管理担当者

受注者は、建設業法で定める主任技術者の資格要件と同等以上の能力を有する者を、施工管理担当者に定めなければならない。施工管理担当者は、当該工事の施工管理を掌握し、この施工管理基準に従い適正な管理を実施しなければならない。

##### 2 施工管理項目

施工管理は、別表第1「直接測定による出来形管理基準」、別表第2「撮影記録による出来形管理基準」、別表第3「品質管理基準」により行うものとする。なお、この施工管理基準または特記仕様書に明示されていない事項および不明な事項については、監督職員と協議するものとする。

##### 3 施工管理の実施と提出内容

施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形および品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に並行して、速やかに実施し、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

##### 4 施工管理上の留意点

- (1) 完成後に明視できない部分または完成後に測定困難な部分については、完成後に確認できるよう、測定・撮影箇所を増加する等、出来形測定、撮影記録に特に留意するものとする。
- (2) 完成後に測定できないコンクリート構造物の出来形測定は、監督職員の承諾を得て、型枠建込時の測定値によることができるものとする。
- (3) 管理方式が構造図に朱記、併記するものにあっては、規格値を合わせて記載するものとする。
- (4) 施工管理の初期段階においては、必要に応じて測定基準にかかわらず測定頻度などを増加するものとする。
- (5) 出来形測定および試験等の測定値が著しく偏向したり、バラツキが大きい場合は、その原因を追求かつ是正し、常に所要の品質規格が得られるように努めるものとする。

##### 5 檢査時の提出内容

受注者は、完了検査、中間検査時等に、この施工管理基準に定められた施工管理の結果を提出するものとする。

##### 6 その他

- (1) 規格値の上下限を超えた場合は「手直し」を行うものとする。ただし、上下限を超えても構造および機能上、支障ないと発注者が承諾した場合はこの限りでない。
- (2) 施工管理の記録は、電子納品対象物である。
- (3) 施工管理に要する費用は、受注者の負担とする。

#### 第5 用語の定義

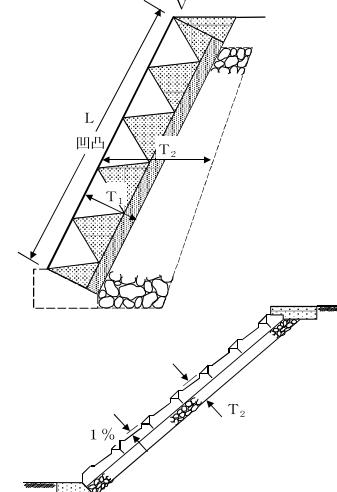
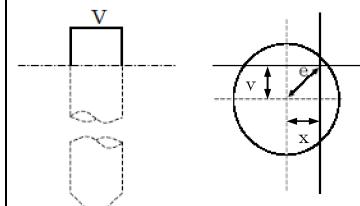
規 格 値…………規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、測定・試験値は全て規格値の範囲内になければならない。

#### 別表第1 直接測定による出来形管理基準

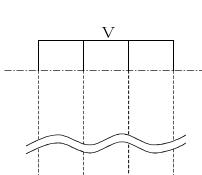
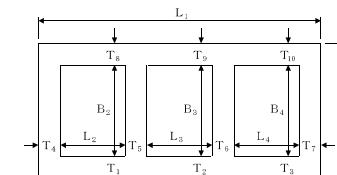
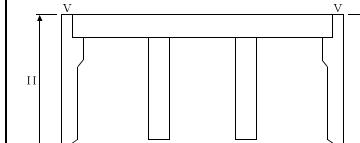
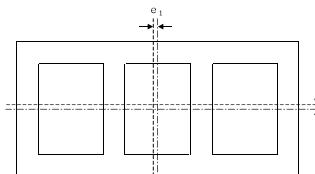
工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
1 共 通 工 事	掘削	基準高(V)		④ 100	線的なものについては施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。
		幅(W)		④ 150	
		法長(L) 〃 5 m未満 〃 5 m以上	法長 5 m未満	④ 200	
			〃 5 m以上	④ 4%	
	施工延長			④ 200	
盛土	盛土	基準高(V)		④ 100	上記と同一。
		幅(W)		④ 150	
		法長(L) 〃 5 m未満 〃 5 m以上	法長 5 m未満	④ 100	
			〃 5 m以上	④ 2%	
		施工延長		④ 200	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、 法長で 20 点 以上のもの	左記のもの で 20 点未満 のもの	左記のもの で 箇所単位 のもの		
同 上	同 上	同 上		余盛を指定した場合は余盛計画高により管理する。

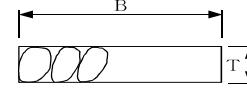
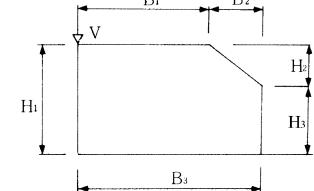
工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
1 共 通 工 事	石積み コンクリート ブロック積み 石張工 コンクリート ブロック張り 河川護岸 〔は除く〕	基準高(V)		⊕ 65 ⊖ 40	<p>線的なものについては施工延長おおむね 20mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。</p> <p>厚さ(<math>T_1</math>、<math>T_2</math>)の測定は各々、法長 2 m未満は 1 箇所(おおむね<math>^{1/2}</math>)、2 m以上は 2 箇所(おおむね<math>^{1/3}</math>、<math>^{2/3}L</math>)測定することを原則とする。</p> <p>箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。</p>
		厚さ( $T_1$ )	石面より裏込コンクリート背面まで	⊖ 50	
		( $T_2$ )	石面より裏込材料背面まで	⊖ 100	
		法長(L)	法長 2 m未満 〃 2 m以上	⊖ 40 ⊖ 75	
		施工延長	ただし延長 10m未満 10m以上 50m未満 50m以上 200m未満	⊖0.1%、 ⊖ 50 ⊖ 100 ⊖ 200	
		凹凸			
基礎杭打工					
木杭 プレキャスト コンクリート 杭	基準高(V)		⊕ 75 ⊖ 45	<p>重要構造物は全数、それ以外は施工本数 20 本当たり 1 本測定し、20 本未満は 2 本測定する。</p> <p>支持杭については打ち沈下量を全数測定する。</p>	
	偏心 (e)	場所打杭 深基礎杭	⊕ 45 ⊕ 45		
鋼管杭 場所打杭 深基礎杭			別表ア参照		
			150		

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、法長で 20 点未満のもの	左記のもので 20 点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの及び施工延長		基礎コンクリートはコンクリート基礎を適用する。
—	基準高、偏心。 なお、別に支持力を示したものについては、杭打ち成績表(様式 4)による。	—	 $e = \sqrt{x^2 + y^2}$	場所打杭とは、オールケーリング工法、リバース工法、アースドリル工法とする。

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
1 共 通 工 事	矢板打工 (矢板護岸を含む)	基準高(V)		⊕ 45	線的なものについては施工延長おむね 20mにつき 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。
		中心線のズレ(e)		⊕ 100	
		施工延長	ただし延長 200m未満	⊖ 0.1%、 ⊖ 200	
オープンケイソン	基準高(V) 幅(B) 厚さ(T) 高さ(H) 長さ(L)			⊕ 100	構造図の寸法標示箇所を測定する。 幅、厚さ、長さについては 1ロット毎に測定する。
				⊖ 50	
				⊖ 20	
				⊖ 100	
				⊖ 50	
	偏位(e)			300	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレで 20点以上のもの	左記のもので 20点未満のもの及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		中心線のズレは中心線より右を⊕左を⊖とする。 指定仮設は基準高等が明記されたもの。
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ、偏位	  	

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
1 共 通 工 事	栗石基礎 碎石基礎 砂基礎 均しコンクリート	幅(B)	栗石基礎、碎石基礎 砂基礎、均しコンクリート	⊖ 200 ⊖ 100	<p>線的なものについては施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。</p>
		厚さ(T)	栗石基礎、碎石基礎、砂基礎 均しコンクリート	⊖ 50 ⊖ 20	
		施工延長	ただし延長 50m未満	⊖ 0.2% ⊖ 100	
コンクリート付帯構造物 コンクリート基礎 コンクリート側溝 コンクリート管渠 横断構造物 コンクリート擁壁 その他上記に準ずるもの	基準高(V)			⊕ 45	<p>線的な構造物については施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。</p>
		幅(B)		⊖ 30	
	厚さ(T)	部材厚30cm未満	部材厚30cm以上	⊖ 20 ⊖ 25	
		2m未満	2m以上	⊖ 30 ⊖ 45	
	施工延長(又は長さ)	ただし延長 2m未満	10m " 50m " 200m "	⊖ 0.1% ⊖ 30 ⊖ 50 ⊖ 100 ⊖ 200	
		10m "			
		50m "			
		200m "			

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	重要構造物の基礎のみ及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		管水路の基礎は「8 管水路工事 管体基礎工(砂基礎等)」による。
基準高、幅、厚さ、高さで20点未満のもの又は構造図に朱記、併記する事が困難なもの及び施工延長	左記のもので20点未満のもの又は構造図に朱記、併記する事が困難なもの及び施工延長	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ		

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
1 共 通 工 事	精度を要するもの 分水工計量部 ゲート戸当部 橋台沓部	基準高(V)		⊕ 20	構造図の寸法標示箇所を測定する。
		幅(B)		⊕ 10	
		厚さ(T)		⊕ 20	
		高さ(H)		⊕ 10	
		長さ(L)		⊕ 10	
		U字溝			
U字フリューム ベンチフリューム	基準高(V)			⊕ 40	施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。
	中心線のズレ(e)			⊕ 50	
	施工延長	ただし延長 200m未満		⊖ 0.1% ⊖ 200	
土水路	基準高(V)			⊕ 100	上記と同一。
	幅(B)			⊖ 75	
	高さ(H)			⊖ 75	
	施工延長	ただし延長 200m未満		⊖ 0.2% ⊖ 400	

管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ	
基準高、中心線のズレで20点以上ものもの 施工延長	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	
基準高、幅、高さで20点以上のもの 施工延長	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	

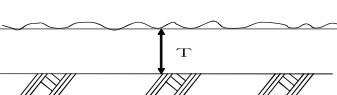
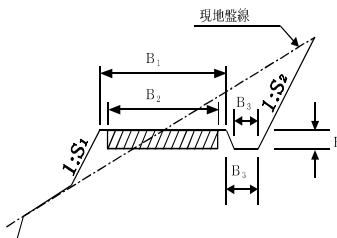
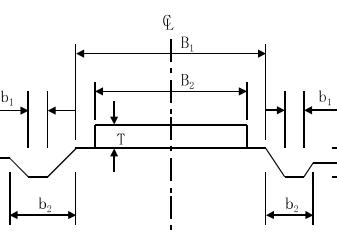
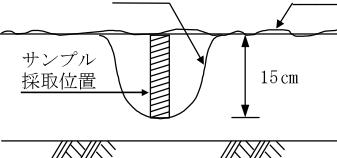
工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
1 共 通 工 事	鉄筋組立	かぶり(t)		② $\phi$ かつ最小かぶり以上 $\phi$ : 鉄筋径	測定箇所標準図による。 1スパン(1打設ブロック)毎に測定する。
	中心間隔(b)			③ $\phi$ $\phi$ : 鉄筋径	

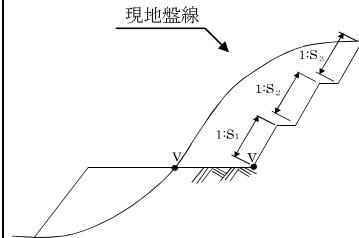
管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-6)	構造図に朱記、併記するもの
—	○	—
		1面当たり 4箇所程度 測定する。 同一鉄筋上 での測定は 行わない。
		1面当たり鉄 筋10本程度 の間隔を測定 する。 測定箇所は、 スパン毎に同 じ位置となら ないよう測定 する。

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
2 ほ 場 整 備 工 事	表土扱い 表土整地	厚さ(T)		⊖ 20%	10a当たり3点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)
					厚さで20点以上もの 左記のもので20点未満のもの
		均平度(△)		⊕ 150	10a当たり3点以上。 (標高測定する)
					基準高、均平度で20点以上もの 左記のもので20点未満のもの
					幅、高さで20点以上もの 左記のもので20点未満のもの
	畦畔復旧	幅(B)		⊖ 50	施工延長おおむね200mにつき1箇所の割合で測定する。 施工延長を示さない場合は、1耕区につき1箇所の割合で測定する。
					幅、厚さで20点以上もの 左記のもので20点未満のもの及び施工延長
	道路工 (砂利道)	幅(B)		⊖ 150	幹線道路は、施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。
					支線道路は、施工延長おおむね200mにつき1箇所の割合で測定する。
		厚さ(T)	ただし延長 200m未満	⊖ 45 ⊖ 0.2% ⊖ 400	施工延長

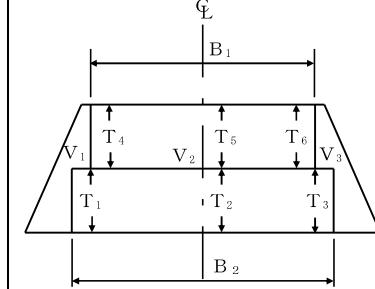
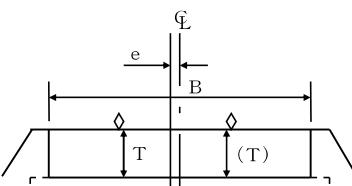
管 理 方 式	測 定 简 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	構造図に朱記、併記するもの	
厚さで20点以上もの 左記のもので20点未満のもの	—	
基準高、均平度で20点以上もの 左記のもので20点未満のもの	—	
幅、高さで20点以上もの 左記のもので20点未満のもの	—	
幅、厚さで20点以上もの 左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
農用地造成工事	耕起深耕	果樹 野菜	耕起深(T)	⊖ 75 ⊖ 15	おおむね ha 当たり 10箇所測定するほか、つば掘り 2箇所/ha。
	テラス(階段畑)	幅(B <sub>1</sub> )		⊖ 150	テラス延長おおむね 100m当たり 1 箇所測定する。
		耕起幅(B <sub>2</sub> )		⊖ 150	
		側溝幅(B <sub>3</sub> )		⊖ 75	
		側溝高さ(H)		⊖ 75	
		法勾配(S)	指定したとき	⊕ 2分 ⊖ 1分	
	道路工(耕作道)	幅(B)		⊖ 150	施工延長おおむね 100m当たり 1 箇所測定する。
		厚さ(T)		⊖ 45	
		側溝幅(b)		⊖ 75	
		側溝高さ(H)		⊖ 75	
	土壤改良	pH測定		⊕ 0.5	おおむね 50a 当たり 1 箇所(深さ 15 cm)改良材散布後 2週間以上経過して測定する。(試験方法…ガラス電極法)

管 理 方 式	測 定 简 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの(様式 2-1、2-2) 耕起深で 20 点以上のもの		
結果一覧表によるもの(様式 3-1) 構造図に朱記、併記するもの 左記のもので 20 点未満のもの		
幅、耕起幅、側溝幅、側溝高さ、法勾配で 20 点以上のもの 左記のもので 20 点未満のもの		
pH測定で 20 点以上のもの 左記のもので 20 点未満のもの		地表から 15 cm の土壤を柱状に採取し、良く混合する。

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管理方式			測定箇所標準図	摘要
						管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
3 農 用 地 造 成 工 事	改良山成 基準高(V)			④ 300	基準高については切土部を40mメッシュ地点で測定する。	基準高、法勾配で20点以上ものもの	左記のもので20点未満のもの	—		切土部のみ対象とする。
		法勾配(S)	指定したとき	④ 1分	法勾配については40mメッシュ線と切土法尻との交点で測定する。 (測定間隔はおおむね40m)					

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
4 舗装工事・道路改良工事	路盤工	基準高(V)		⊕ 50	施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。
		幅(B)		⊖ 50	
		厚さ(T)	下層路盤 上層路盤	⊖ 50 ⊖ 30	
		中心線のズレ(e)		⊕ 100	
		施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.2% ⊖ 100	
	コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	幅(B)		⊖ 30	幅、中心線のズレについては施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。 厚さはおおむね 500 m <sup>2</sup> に 1 個の割合でコアを取りコア又はコアホールにより測定する。
		厚さ(T)	コンクリート舗装 アスファルト舗装 各層 全層	⊖ 10 ⊖ 10 ⊖ 15	
		中心線のズレ(e)		⊕ 50	
		施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150	
		平坦性(F)	A s 舗装  C o 舗装	3 mプロファイル メータ標準偏差 $\sigma = 2.4 \text{ mm} \text{ 以内}$ 直読式標準偏差 $\sigma = 1.75 \text{ mm} \text{ 以内}$  標準偏差 $\sigma = 2.0 \text{ mm} \text{ 以内}$	平坦性は 1車線につき 1測線全延長中心線に平行に測定する。

管 理 方 式	測 定 管 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの(様式 2-1、2-2)  基準高、幅、厚さ、中心線のズレで 20点未満のもの及び施工延長		
幅、厚さ、中心線のズレで 20点以上のもの  左記のもので 20点未満のもの及び施工延長	  T と (T) は、ちどりにコア採取 ◇は、コア採取位置	

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘要
4 舗装工事 ・ 道 路 改 良 工 事	砂利舗装工 事	幅(B)		⊖ 100	施工延長おおむね 50m につき 1箇所の割合で 測定する。	管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの
		厚さ(T)		⊖ 45		幅、厚さで 20点以上の もの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	—
		施工延長	ただし延長 50m未満	⊖ 0.2%		左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	—	—
				⊖ 100		左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	—	—

工種		項目		細目	規格値(mm)	測定基準
4 舗装工事・道路改良工事	道路トンネル支保工	幅(b)		⊖ 70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。	
		間隔(l)		⊕ 75		
	コンクリート覆工	基準高(V)		⊕ 50	1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2. 巷厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの中間と終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工縫目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ)削孔による巷厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③⑨において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巷厚測定を行う。	
		幅(B)		⊖ 70		
		巻厚(T)		⊖ 50		
		高さ(H)		⊖ 70		
		中心線のズレ(e)	直線部	⊕ 100	3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。	
		施工延長	ただし延長150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150		

管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの
幅、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—

基準高、幅、巻厚、高さ、中心線のズレで20点以上のもの

左記のもので20点未満のもの及び施工延長

—

図中記載事項:

- 上部: 幅(b), 高さ(H), 中心線のズレ(e), 基準高(V), 割合(IV1), 割合(V2), 施工延長
- 下部: (アーチ部)、(側壁部)、(インバート部)
- 各部の測定点番号:
  - アーチ部: ①, ②, ③
  - 側壁部: ④, ⑤, ⑥, ⑦
  - インバート部: ⑧, ⑨, ⑩
- アーチ部の内側面に60°の角度が示されている。

工種		項目		細目	規格値(mm)	測定基準
4 舗装工事・道路改良工事	道路トンネル(NATM) 支保工	幅(b)		⊖ 70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。	
		間隔(ℓ)		⊕ 75		
	吹付コンクリート厚(T)			施工吹付厚 ≥設計吹付厚 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長 50m毎に図に示す(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定する。	
	ロジックボルト	位置間隔(L)			施工延長 50m毎に断面全本数を測定する。 (深さについては、残尺で管理する)	
		角度(θ)				
		深さ(ℓ)				
		孔径(ϕ)				
	コンクリート覆工	基準高(V)		⊕ 50	1. 基準高、幅、高さは施工延長 50mにつき 1 箇所測定する。 2. 卷厚 (1)コンクリート打設前の巻立空間を、1打設長の終点を図に示す各点で測定、中間部はコンクリート打設口で測定する。	
		幅(B)		⊖ 50		
		巻厚(T)		⊖ 0		

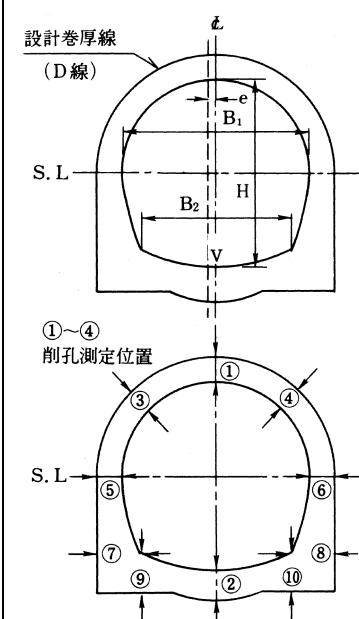
管 理 方 式	測定箇所標準図			摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		破碎帶等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。
吹付厚で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
—	—	—		
—	基準高、幅、巻厚、高さ、施工延長	—		

工種		項目		細目	規格値(mm)	測定基準	管理方式	測定箇所標準図	摘要		
舗装工事	道路改良工事	高さ(H)			⊖ 50	(a)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において図に示す各点で巻厚測定を行う。 (b)検測孔による巻厚の測定は図の(1)は50mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔により測定する。 (c)ただし、以下の場合には適用除外とする。 ①良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ②異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認され、かつ別途構造的に覆工の安全が確保されている場合。 ③鋼製支保工、ロックボルトの突出。	管理図表によるもの(様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
4 道路トンネル (NATM) 工事	コンクリート 覆工	中心線のズレ(e)	直線部	⊕ 100	(d)検測孔による巻厚の測定は図の(1)は50mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔により測定する。 (e)ただし、以下の場合には適用除外とする。 ①良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ②異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認され、かつ別途構造的に覆工の安全が確保されている場合。 ③鋼製支保工、ロックボルトの突出。	⊕ 150					
		施工延長	曲線部	⊕ 150							
		150m未満	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1%							

工種		項目		細目	規格値(mm)	測定基準
5 水 路 ト ン ネ ル 工 事	支 保 工	幅(b) (Bタイプ)			⊖ 0	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
		幅(b) (C, Dタイプ)	間隔 (ℓ)		⊖ 40	
					⊕ 75	

管 理 方 式			測 定 範 所 標 準 図	摘 要
管 理 図 表 に よ る も の (様 式 2-1, 2-2)	結果一覧表 に よ る も の (様 式 3-1)	構 造 図 に 朱 記、併記す る も の		
幅、間隔で 20点以上の もの	左記のもの で20点未満 のもの	—		<p>破碎帶等の特 殊な地山にお ける支保工管 理については別 途定めるものと する。</p> <p>吹付ロックボ ルト工法の吹 付及びロック ボルトは、道 路トンネル (NATM)を参考 とする。</p>

工種		項目		細目	規格値(mm)	測定基準	
5 水 路 ト ン ネ ル 工 事	コンクリート覆工	基準高(V)		⊕ 50	1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2. 巷厚 (ア)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ブ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工縦目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ)削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。		
		幅(B)		⊖ 40	2. 巷厚 (ア)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ブ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工縦目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ)削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。		
		巻厚(T)		⊖ 0			
		高さ(H)		⊖ 40			
		中心線のズレ(e)	直線部	⊕ 100			
			曲線部	⊕ 150			
		施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1%			

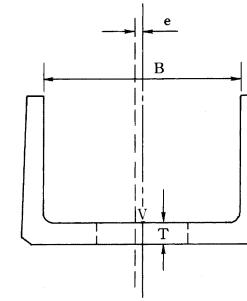
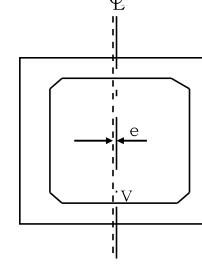
管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図		摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	
基準高、幅、巻厚、中心線のズレで20点以上のもの 左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管理方式	測定箇所標準図	摘要	
						管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	
6 水 路 工 事	現場打開水路	基準高(V)		⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点未満のもの及び施工延長	—		スパン長の標準を9mとした場合。
		幅(B)		⊖ 25					
		厚さ(T)		⊖ 20					
		高さ(H)		⊖ 25					
		中心線のズレ(e)	直線部	⊕ 50					
			曲線部	⊕ 100					
		スパン長(L)	直線部	⊕ 20					
			曲線部	⊕ 30					
		施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150					
		基準高(V)		⊕ 50	上記と同一。	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点未満のもの及び施工延長	—		スパン長の標準を9mとした場合。
		幅(B)		⊖ 20					
		厚さ(T)		⊖ 20					
		高さ(H)		⊖ 20					
		中心線のズレ(e)	直線部	⊕ 50					
			曲線部	⊕ 100					
		スパン長(L)	直線部	⊕ 20					
			曲線部	⊕ 30					
		施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150					

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
6 水 路 工 事	現場打暗渠	基準高(V)		⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
		幅(B)		⊖ 20	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
		厚さ(T)		⊖ 20	上記未満は2箇所測定する。
		高さ(H)		⊖ 20	
		中心線のズレ(e)	直線部	⊕ 50	
			曲線部	⊕ 100	
		スパン長(L)	直線部	⊕ 20	
			曲線部	⊕ 30	
		施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150	

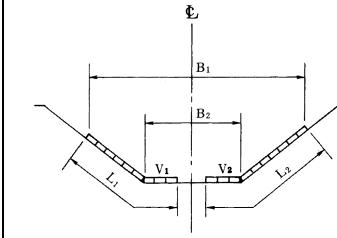
管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で20点未満のもの及び施工延長	左記のもので20点未満のもの及び施工延長		スパン長の標準を9mとした場合。

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
6 水 路 工 事	鉄筋コンクリート大型フレーム 鉄筋コンクリートL形水路	基準高(V)		⊕ 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。
		幅(B)		⊖ 25	中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所の割合で測定する。
		厚さ(T)		⊖ 20	上記未満は2箇所測定する。
		中心線のズレ(e)	直線部	⊕ 50	幅、厚さについては施工延長 50mにつき1箇所の割合で測定する。
			曲線部	⊕ 100	上記未満は2箇所測定する。
		施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150	上記未満は2箇所測定する。
ボックスカルバート水路	ボックスカルバート水路	基準高(V)		⊕ 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。
		中心線のズレ(e)	直線部	⊕ 50	中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所の割合で測定する。
			曲線部	⊕ 100	上記未満は2箇所測定する。
		施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150	上記未満は2箇所測定する。

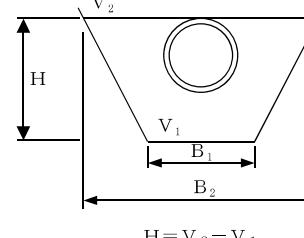
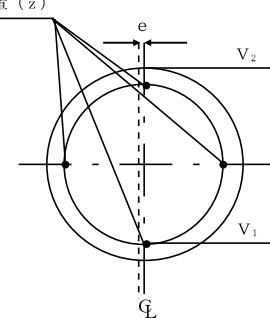
管 理 方 式		測 定 管 所 標 準 図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)		
基準高、幅、厚さ、中心線のズレで20点未満のもの及び施工延長	左記のもので20点未満のもの及び施工延長		幅、厚さはL形水路のみ測定する。
基準高、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長		

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管理方式	測定箇所標準図	摘要
排水路工事・河川工事	コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	基準高(V)		⊕ 45	施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。	管理図表によるもの(様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの
		厚さ(T)	厚さ 10 cm未満 〃 10 cm以上	⊖ 20 ⊖ 30		基準高、厚さ、法長で 20点未満のもの及び施工延長	左記のもので 20点未満のもの及び施工延長	—
		法長(L)	法長 2 m未満 〃 2 m以上	⊖ 50 ⊖ 100		基準高、幅、高さ、中心線のズレで 20点未満のもの及び施工延長	左記のもので 20点未満のもの及び施工延長	幅、高さは柵渠には適用しない。
		施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150				
	コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート柵渠	基準高(V)		⊕ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。 幅、高さについては施工延長 50mにつき 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。	基準高、幅、高さ、中心線のズレで 20点未満のもの及び施工延長	左記のもので 20点未満のもの及び施工延長	—
		幅(B)		⊖ 40				
		高さ(H)		⊖ 40				
		中心線のズレ(e)	直線部 曲線部	⊕ 50 ⊕ 100				
		施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150				

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
7 排水路 工事 ・ 河川工事	ライニング水路 連節ブロック コンクリートマット	基準高(V)		⊕ 75	施工延長おおむね 50m につき 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。
		幅(B)		⊖ 75	
		法長(L)	法長 2 m未満 〃 2 m以上	⊖ 50 ⊖ 100	
		施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150	

管 理 方 式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、法長で20点以上ものもの及び施工延長	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		布設時の値である。

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	管体基礎工 (砂基礎等)	幅(B)		⊖ 100	施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。
		高さ(H)		⊕ 30	
RC管	管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管)	基準高(V)	ただし被圧地下水のある場合	⊕ 30 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。
	中心線のズレ(e)		⊕ 100	中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。 ジョイント間隔についての測定する。	
	ジョイント間隔(z)		別表イ 参照		
	施工延長	ただし延長 200m未満	⊖ 0.1% ⊖ 200		

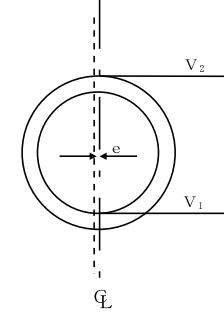
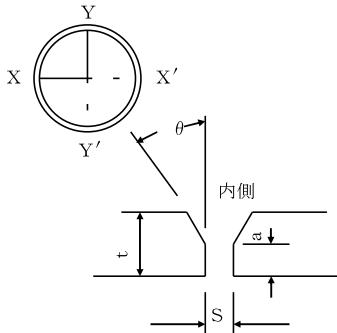
管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2、3-4)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、3-4)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、高さで 20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	 $H = V_2 - V_1$	基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。高さ (H) の管理は、 $V_2 - V_1$ で算出するものとする。
管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔で 20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	 <p>ジョイント間隔 測定位置 (z)</p> <p>e</p> <p><math>V_2</math></p> <p><math>V_1</math></p> <p><math>G_L</math></p>	<p><math>V</math>の測定は管底 (<math>V_1</math>) を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。 ただし、<math>\phi 1,350</math> mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂 (<math>V_2</math>) でもよい。 <math>e</math>の測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。</p> <p>基準高 (<math>V</math>) は、<math>V_1</math>、<math>V_2</math>のいずれか一方を測定し管理する。</p>

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	管水路 (ダクタイル 鋳鉄管) K形 T形 U形 (強化プラスチック複合管) B形、T形 C形	基準高(V)	ただし被圧地下水のある場合	⊕ 30 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔について1本毎に測定する。
		中心線のズレ(e)		⊕ 100	
		ジョイント間隔(z)		別表ウ及び別表エ参考	
	施工延長	ただし延長 200m未満		⊖ 0.1% ⊖ 200	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、 2-2、3-4)	結果一覧表によるもの (様式3-1、 3-4)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p>ジョイント間隔測定位置 (z)</p> <p>e</p> <p>V<sub>2</sub></p> <p>V<sub>1</sub></p> <p>C</p>	<p>Vの測定は管底 (V<sub>1</sub>) を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。</p> <p>ただし、Φ 1,350 mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂 (V<sub>2</sub>) でもよい。</p> <p>eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。</p> <p>なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。</p>

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管 理 方 式	測 定 管 所 標 準 図	摘要
8 管 水 路 工 事	管水路 (硬質ポリ塩 化ビニル管)	基準高(V)		⊕ 50	<p>設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。</p> <p>中心線のズレ(e)(曲線部)についてはおおむね 10 mにつき 1 箇所の割合で測定する。</p> <p>上記未満は 2 箇所測定する。</p>	管理図表に よるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表に よるもの (様式 3-1)	構造図に朱 記、併記す るもの
		埋設深(H)		⊖ 50		基準高、埋 設深、中心 線のズレで 20 点以上の もの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	—
		中心線の ズレ(e)		⊕ 120				
		施工延長	ただし延長 200m未満	⊖ 0.1% ⊖ 200				
	管水路 (鋼管)	<p>管種等の適用範囲は原則として下記による。</p> <p>管種 J I S G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管－第1部：直管) W S P A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管)</p> <p>寸法 80A～3500A</p> <p>塗覆装方法 管外表面 長寿命形プラスチック被覆とする。 管内面 エポキシ樹脂塗装とする。</p> <p>なお、塗覆装方法の詳細は、別表Aのとおりとする。</p> <p>接合法 突き合わせ溶接手とする。</p> <p>工法 通常の開削による布設工法とする。</p> <p>管路の範囲 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。</p>						<p>通常の開削に よる布設工法 とは、矢板土 留・建込簡易土 留を含むもの とする。</p>

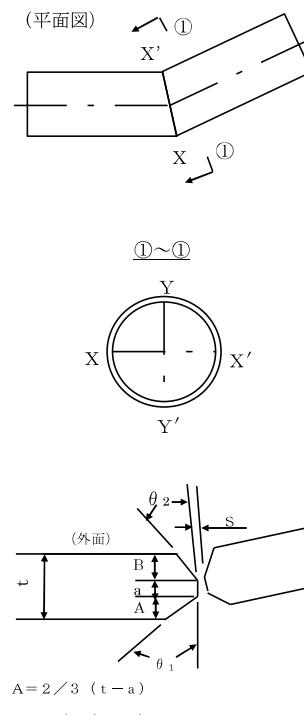
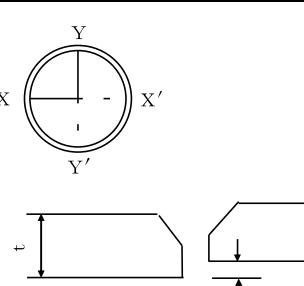
工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	管布設	基準高(V)	ただし被圧地下水のある場合	⊕ 30 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		中心線のズレ(e)		⊕ 45	
	施工延長	ただし延長 200m未満		⊖ 0.1% ⊖ 200	
V型開先 (両面溶接)	ルートギャップ(s)		0~3	溶接箇所 10箇所につき1箇所の割合で測定する。	
	ベベル角度(θ)		30~35°	現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。	
	ルートフェイス(a)		≤2.4		

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-2)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ(直線部)については左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	—		Vの測定は管底(V1)を原則とし、測定期は埋戻完了とする。 ただし、Φ1,350mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂(V2)でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管 理 方 式	測定箇所標準図	摘要		
8 管 水 路 工 事	V型開先テー バ付き直管 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)		0~3	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。	管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)	(平面図) 	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
		ベベル 角度(θ)		$Y, Y' : 30 \sim 35^\circ$ $X' : 35 \sim 15^\circ$ $X : 30 \sim 50^\circ$						
		ルート フェイス (a)		$\leq 2.4$						
	V型開先 (片面溶接)	ルート ギャップ (s)		1~4	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。  現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。	ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
		ベベル 角度(θ)		$30 \sim 35^\circ$						
		ルート フェイス (a)		$\leq 2.4$						

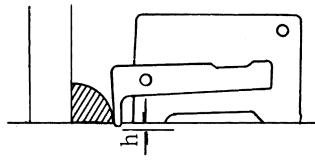
工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	V型開先 (片面裏溶接)	ルート ギャップ (s)		4以上	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定する。
		ベベル 角度( $\theta$ )		22.5~27.5°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定する。
		ルート フェイス (a)		$\leq 2.4$	
	X型開先 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)		0~3	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定する。
		ベベル 角度 ( $\theta_1$ ) ( $\theta_2$ )		30~35° 40~45°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定する。
		ルート フェイス (a)		2以下	

管 理 方 式	測定箇所標準図		摘要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)	
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—	
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—	

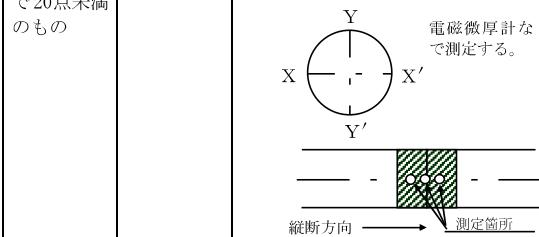
工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管理方式	測定箇所標準図	摘要		
8 管 水 路 工 事	X型開先テー バ付き直管 (両面溶接)	ルート ギャップ (s)		0~3	テープ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。	管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。	
		ペベル 角度 $(\theta_1)$ $(\theta_1)$ $(\theta_1)$ $(\theta_2)$ $(\theta_2)$ $(\theta_2)$		$Y, Y' : 30 \sim 35^\circ$ $X' : 35 \sim 15^\circ$ $X : 30 \sim 50^\circ$ $Y, Y' : 40 \sim 45^\circ$ $X' : 40 \sim 60^\circ$ $X : 45 \sim 25^\circ$		ルートギャップで20点未満のもの及びペベル角度、ルートフェイス	左記のもので20点未満のもの及びペベル角度、ルートフェイス	—		
		ルート フェイス (a)		2以下		—				
周継手溶接	目邊(e)	両面溶接	$t$ : 板厚 $t \leq 6 \quad e \leq 1.5$ $6 < t \leq 20 \quad e \leq 0.25t$ $20 < t \leq 38 \quad e \leq 5.0$	$t$ : 板厚 $t \leq 6 \quad e \leq 1.5$ $6 < t \leq 16 \quad e \leq 0.25t$ $16 < t \leq 38 \quad e \leq 4.0$	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。	目違い、余盛高で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
		片面溶接				—				

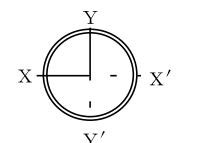
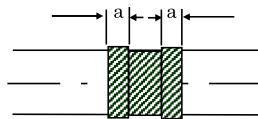
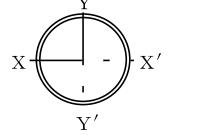
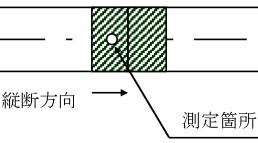
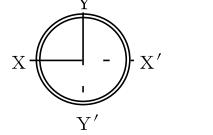
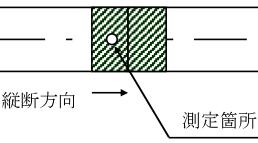
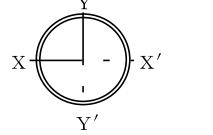
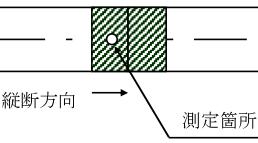
工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管 理 方 式	測 定 管 所 標 準 図	摘要
						管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)
8 管 水 路 工 事	周縫手溶接	余盛高(h)		t : 板厚 $t \leq 12.7$ $h \leq 3.2$ $t > 12.7$ $h \leq 4.8$	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定する。			
	アンダカット(h)			$h \geq 0.5$ は不合格。 $0.3 < h \leq 0.5$ は、1 個の長さ 30 mm(内側にあっては 50 mm) を越えるもの、又は合計長さが管の円周長さの 15% を越えるものは不合格。 $h \leq 0.3$ は合格。	1 箇所毎に全円周を目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。	—	—	○
	ビード外観			ビード表面に極端な不揃い部分があつてはならない。	1 箇所毎に全円周を目視により点検する。			
	その他			溶接部及びその付近には、割れ、アクリストライクの跡、有害と認められる程度のオーバラップ、ピット、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。				

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管 理 方 式	測定箇所標準図	摘要
8 管 水 路 工 事	周縫手溶接テ ーパ付き直管	目違い (e)	両面溶接	t : 板厚 $t \leq 6$ $e \leq 1.5$ $6 < t \leq 20$ $e \leq 0.25t$ $20 < t \leq 38$ $e \leq 5.0$	テープ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。	管理図表に よるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式 3-2)	点検表によ るもの (様式 3-3)
		余盛高(h)		t : 板厚 $t \leq 12.7$ $h \leq 3.2$ $t > 12.7$ $h \leq 4.8$  ただし $h = (h_1 + h_2) / 2$		目違い、余 盛高で 20 点以上のも の	左記のもの で 20 点未 満のもの	—
すみ肉溶接	脚長(T)	指定脚長を下回ってはならない。 ただし、1 溶接線の長さの 5 %以下でー 1.0 mm までは認め る。		溶接線全長にわたって 目視により点検し、懸念 のある部分はゲージに より点検する。		—	—	○
	のど厚(L)					—	—	○

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管理方式			測定箇所標準図	摘要
管 水 路 工 事	すみ肉溶接	アンダカット(h)		0.5 < h < 1.0 の時アンダカットの長さが板厚よりも大きいものがあつてはならない。 h ≥ 1.0 のアンダカットはあつてはならない。	溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。	管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
8 管 水 路 工 事	すみ肉溶接	ピット		ピットの直径が 1 mm 以下では溶接長さ 1 mにつき 3 個までを許容する。 しかし直径が 1 mm を超えるものがあつてはならない。	溶接線全長にわたって目視により点検する。	—	—	○		
		ビード外観		ビード表面に極端な不揃い部分があつてはならない。	溶接線全長にわたって目視により点検する。	—	—	○		
		その他		溶接部及びその付近には、割れ、アーチストライクの跡、有害と認められる程度のオーバラップ、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。	溶接部及びその付近には、割れ、アーチストライクの跡、有害と認められる程度のオーバラップ、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。	—	—	○		
	放射線透過試験	別表才参考		別表才の判定基準参照	周縫手溶接の場合、全溶接線長の 5 %を撮影するものとする。 すみ肉溶接の場合は特別仕様書による。	—	—	○		全溶接線長とは、溶接箇所全ての溶接線長の総計をいう。
	素地調整	外観		水分、鏽、油等があつてはならない。	現場塗装全面を点検する。	—	—	○		

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管 理 方 式	測定箇所標準位置図及び測定要領		摘要
8 管 水 路 工 事	エボキシ樹脂 塗装	外観		塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗りもれなどがあつてはならない。	現場塗装全面を点検する。	管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)	JIS G 3443-4 に準じる。
		膜厚		最低膜厚は、別表かまたは特別仕様書に規定する膜厚を下回ってはならない。	現場塗装箇所 10 箇所につき 1 箇所測定するものとし、1 箇所につき 12 点測定する。(天地左右、縦断方向に各 3 点)	膜厚で 20 点以上もの 左記のもので 20 点未満のもの	—	○	
		ピンホール		火花の発生するような欠陥があつてはならない。	現場塗装全面を点検する。	—	—	○	
		付着性		付着不良の欠陥があつてはならない。		—	—	○	



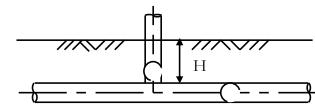
工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管理方式			測定箇所標準図	摘要	
8 管 水 路 工 事	ジョイントコート	焼損		あつてはならない。	ジョイントコート全数を点検する。	管理図表によるもの(様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-2)	構造図に朱記、併記するもの			
		両端のめくれ		有害な欠陥となる大きなめくれがあつてはならない。		—	—	○	 		
		ふくれ		ジョイントコートの両端から 50mm 以内にふくれがあつてはならない。		—	—	○	 		
		工場被覆部との重ね代(a)		片側 50 mm 以上		—	—	○	ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。試験電圧は 10,000~12,000V を標準とする。		
	ピンホール			火花の発生するような欠陥があつてはならない。	ジョイントコート全数全面を点検する	—	—	○	 		
	膜厚			別表カのとおり 1.5 mm 以上 ただし、加熱収縮後の厚さとする。	ジョイントコート施工箇所 10 箇所につき 1 箇所測定するものとし、1 箇所につき 4 点測定する。	膜厚で 20 点以上のもの 左記のもので 20 点未満のもの	—	—	 		

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	管種等の適用範囲は原則として下記による。  管種 ダクトイル鉄管 J I S G 5526(ダクトイル鉄管) J D P A G 1027(農業用水用ダクトイル鉄管)  鋼管 J I S G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) W S P A-101(農業用プラスチック被覆钢管)  強化プラスチック管 J I S A 5350(強化プラスチック複合管) F R P M K111-2016(強化プラスチック複合管内圧管 フラットワインディング成形法)				
たわみ率 締 固 め 程 度	なし I I II		② 5 % ② 5 % ② 5 % ② 5 %	施工延長おおむね 50 mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。 測定は定尺管の中央部とする。 測定時期は管据付時(接合完了後)、管頂埋戻時及び埋戻完了時とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。	

管理方式	測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式 3-5)	結果一覧表によるもの (様式 3-5)	構造図に朱記、併記するもの
		<p>管据付時の測定の際、以下の手順で天・地・左・右の各測定基準点を固定し、以後同一点でたわみ量を測定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>測定しようとする管の管中央位置を管底及び左右管側にペイントでマーキングする。</li> <li>その位置に水準器を下図のように水平おく。その後、水準器の中央点を管にマーキングする。</li> <li>②でマーキングした点に測定棒を立て、測定棒に水準器を添わせて測定棒を垂直にし、その状態で測定棒をスライドさせ測定棒と管の接点をマーキングする(管天測点となる)。</li> <li>①でマーキングした位置(左右管側)に下図のように水準器を使って水平点をマーキングする。</li> </ol> <p>パイプ① アルミパイプ外径 ø35mm 厚み 3mm パイプ② アルミパイプ外径 ø28mm 厚み 3mm スケール取付け部 1 mm単位スケール</p>

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
管水路工事	シールド工事 (一次覆工) コンクリートセグメント 鋼製セグメント	基準高(V)		⊕ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)、たわみ率については施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。
		中心線のズレ(e)	直線部 曲線部	⊕ 100 ⊕ 150	
	施工延長	ただし延長 150m未満		⊖ 0.1% ⊕ 150	
	たわみ率			⊕ 5%	
推進工事	シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工	既製管挿入工		⊕ 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。
		推進工事		⊕ 50	
	中心線のズレ(e)			⊕ 100	
	ジョイント間隔(Z)			別表イ、ウ及び別表エ参照	
	施工延長	ただし延長 200m未満		⊖ 0.1% ⊕ 200	施工延長おおむね 50mにつき 1箇所を測定する。 上記未満は 2箇所測定する。 測定時期は、管据付時、注入完了時とする。

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理图表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-4、3-5)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-4、3-5)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ(直線部)、たわみ率については施工延長おおむね 50m未満のもの及び施工延長 20点以上もの	左記のもので 20点未満のもの及び施工延長	—		Vの測定は管底(V1)を原則とし、測定時期は完了時とする。
基準高、中心線のズレ、たわみ率で 20点以上のもの	左記のもので 20点未満のもの及び施工延長	—		Vの測定は管底(V1)を原則とし、測定時期は完了時とする。

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管理方式	測定箇所標準図	摘要		
						管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
9 烟 か ん 施 設 工 事	スプリンクラー	埋設深(H)		Φ 50	構造図の寸法標示箇所を測定する。	埋設深で20点以上ものの	左記のもので20点未満のもの	—		

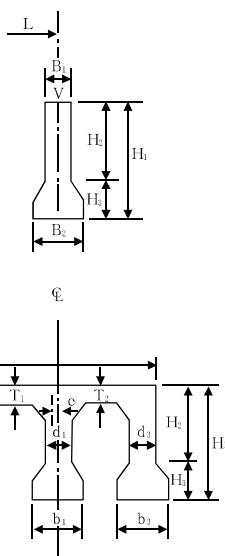
工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管理方式	測定箇所標準図	摘要
橋梁工事	コンクリート桁 〔ポストテンション桁〕	幅(B)	上幅 ( $B_1$ ) 下幅 ( $B_2, B_3$ )	⊕ 10 ⊖ 5 ⊕ 5	幅、高さについては桁の両端部、中央部の3箇所を全桁数測定する。 桁長は各桁で、横方向の最大曲がりについてはプレストレッシング後に、全桁数測定する。	管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの
		高さ(H)		⊕ 10 ⊖ 5		—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	幅、高さ、 桁長、横方向の最大曲 がり
		桁長(L)		⊕ 15		—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	幅、高さ、 桁長、横方向の最大曲 がり
	横方向の最大曲がり( $\delta$ ) (桁長 10.5m 未満)		1.5L - 6			—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	幅、高さ、 桁長、横方向の最大曲 がり
	横方向の最大曲がり( $\delta$ ) (桁長 10.5m 以上)		10			—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	幅、高さ、 桁長、横方向の最大曲 がり
	鉄筋コンクリート床版工	基準高(V)		⊕ 20	基準高は1径間当たり2箇所(支点付近)で測定する。	—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、 厚さ
		幅(B)		⊕ 30	幅は1径間当たり3箇所測定する。 厚さは、おおむね 10 m <sup>2</sup> に1箇所の割合で測定する。	—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、 厚さ
		厚さ(T)		⊕ 20 ⊖ 10		—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、 厚さ

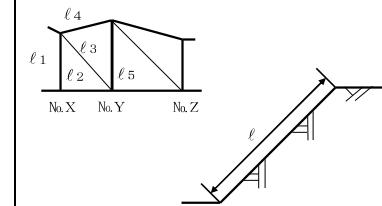
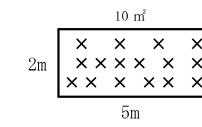
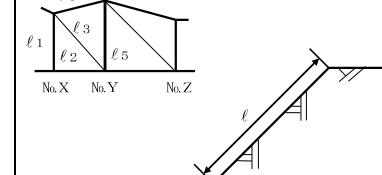
工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管理方式	測定箇所標準図	摘要
10 橋 梁 工 事	鉄筋コンクリート高欄 及び地覆工	高欄幅 (B)		⊖ 20	1径間当たり両端と中央部の両側を測定する。	管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの
		高欄高さ (H)		⊖ 30		—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	高欄幅、高欄高さ、地覆幅、地覆高さ
		地覆幅 (B)		⊖ 20				
		地覆高さ (H)		⊖ 20				

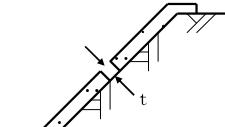
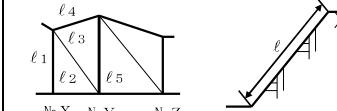
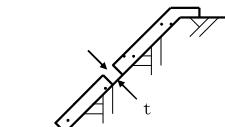
工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管理方式	測定箇所標準図			摘要
管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの								
11 橋梁下部工事	橋台工	敷幅(B)		⊖ 50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。	—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	敷幅、控壁の厚さ、高さ、中心線のズレ、天端長、敷長、胸壁間距離		2スパン以上の場合の胸壁間距離は「橋脚工」の橋脚中心間距離において管理する。
		控壁の厚さ(T)		⊖ 20						
		高さ(H)		⊖ 50						
		中心線のズレ(e)		⊕ 50						
		天端長(L1)		⊖ 50						
		敷長(L2)		⊖ 50						
		胸壁間距離(L3)		⊕ 30						
		橋台沓部	「1 共通工事の精度を要するもの」の項に定めるところによる	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管理方式	測定箇所標準図	摘要
						管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの
11 橋 梁 下 部 工 事	橋脚工  〔張出式 重力式 半重力式〕	基準高(V)		⊕ 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。	—	構造図に朱記、併記することが困難なもの 基準高、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ	
		天端長( $\ell_1$ )		⊖ 50				
		敷長( $\ell_2$ )		⊖ 50				
		天端幅( $B_1$ )		⊖ 20				
		敷幅( $B_2$ )		⊖ 50				
		高さ(H)		⊖ 50				
		橋脚中心間距離(L)		⊕ 30				
		中心線のズレ(e)		⊕ 50				

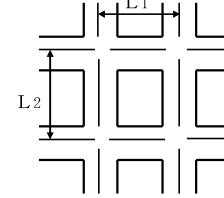
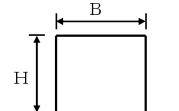
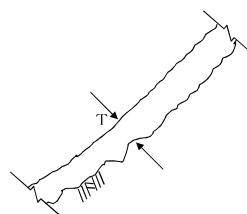
工種	項目	細目	規格値(mm)	測定基準
11 橋 梁 下 部 工 事	橋脚工 (ラーメン式)	基準高(V)	⊕ 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。
	天端長 (ℓ)		⊖ 20	
	天端幅 (B <sub>1</sub> )		⊖ 20	
	中間幅(d)		⊖ 20	
	基礎幅 (B <sub>2</sub> 、b)		⊖ 50	
	高さ(H)		⊖ 50	
	厚さ(T)		⊖ 20	
	橋脚中心間距離 (L)		⊕ 30	
	中心線のズレ(e)		⊕ 50	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式3-1)	構造図に朱 記、併記す るもの		
—	構造図に朱 記、併記す ることが困 難なもの	基準高、天 端長、天端 幅、中間幅、 基礎幅、高 さ、厚さ、 橋脚中心間 距離、中心 線のズレ		

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管理方式	測定箇所標準図	摘要
12 法 面 保 護 工 事	ラス張 植生マット 植生シート 繊維ネット 張芝 人工張芝	面積(A)	施工面積 $\geq$ 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。	管理図表によるもの(様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	
			アンカーピン数	ラス張 $\phi 9$ (D10) $\times L = 200$ mm 1.5本/ $m^2$ 以上 $\phi 16$ (D16) $\times L = 400$ mm 0.3本/ $m^2$ 以上	ラス張は $200\ m^2$ に1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	—	展開図及び測線長	
			アンカーピン及び止め釘	植生マット、繊維ネット 肥料袋付 6本/ $m^2$ 以上 肥料袋無 3本/ $m^2$ 以上	植生マット及び繊維ネットは $500\ m^2$ に1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	測定値を記入		(参考) 規格値に示す値は標準であることから、工法により標準本数が異なる場合は、別途監督職員と協議する。
	種子散布	面積(A)	施工面積 $\geq$ 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。	—	—	展開図及び測線長	

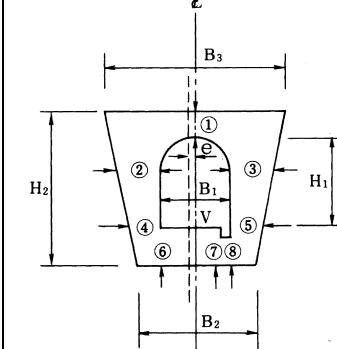
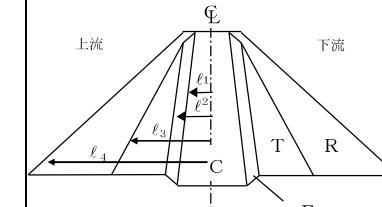
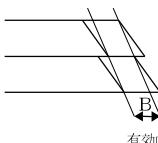
工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管理方式	測定箇所標準図	摘要		
						管理図表によるもの(様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
12 法 面 保 護 工 事	客土吹付	厚さ(T)		平均厚さ $\geq$ 設計厚さ ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とする。	施工面積500m <sup>2</sup> に1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。 3 設計吹付厚さ5cm以上には適用しない。
				施工面積 $\geq$ 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。	—	—	展開図及び測線長	 $\ell_n$ : 測線をいう。	
	植生基材吹付	厚さ(T)		平均厚さ $\geq$ 設計厚さ 測定値は 設計厚5cm未満 $\ominus$ 10% " 5cm以上 $\ominus$ 20% ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とする。	施工面積200m <sup>2</sup> に1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。
				施工面積 $\geq$ 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。	—	—	展開図及び測線長	 $\ell_n$ : 測線をいう。	

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
12 法 面 保 護 工 事	吹付枠  吹付 モルタル吹付	梁延長		施工延長 ≥ 設計延長	全施工延長について展開図により測定する。
		梁間隔(L)	④ L/10	施工面積 200 m <sup>2</sup> に1箇所の割合で測定する。	間隔で20点以上ものの 左記のもので20点未満のもの
		梁断面(H) (B)	④ 20	施工面積 200 m <sup>2</sup> に1箇所の割合で測定する。	断面で20点以上のもの 左記のもので20点未満のもの
		吹付厚さ(T) 〃 5 cm以上	④ 10  ④ 20  (ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。)	施工面積おおむね100 m <sup>2</sup> につき1箇所の割合でコア採取又は削孔などして測定する。 上記未満は2箇所測定する。	厚さで20点以上のもの 左記のもので20点未満のもの

管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図		摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	
—	—	展開図に朱記、併記する	
間隔で20点以上のもの 左記のもので20点未満のもの	—		
断面で20点以上のもの 左記のもので20点未満のもの	—		
厚さで20点以上のもの 左記のもので20点未満のもの	—		施工端部、岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管理方式	測定箇所標準図	摘要
						管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの
13 暗渠排水工事	吸水渠	布設深(H)		⊖ 75	上、下流端の2箇所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。	布設深、間隔で20点以上もの 左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	
		間隔(B)		⊕ 750				
	施工延長	ただし延長 500m以下	⊖ 0.2%	⊖ 1,000				
集水渠(支線) 導水渠(幹線)	布設深(H)		⊖ 75	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	布設深で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	
	施工延長	ただし延長 500m以下	⊖ 0.2%	⊖ 1,000				

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
14 フ イ ル ダ ム 工 事	監査廊 (暗渠タイプ)	基準高(V)		⊕ 30	<p>1. 基準高、幅、厚さ、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>2. 厚さはコンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑧の各点で測定する。</p> <p>3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>上記未満は2箇所測定する。</p>
		幅(B)		⊖ 25	
		厚さ(T)		⊖ 20	
		高さ(H)		⊖ 40	
		中心線のズレ(e)	直線部 曲線部	⊕ 75 ⊕ 150	
		スパン長	直線部 曲線部	⊕ 20 ⊕ 30	
		施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150	
		ゾーン幅	遮水ゾーン フィルターゾーン トランシジョンゾーン ロックゾーン	$\ell_1 \oplus 500 \ominus 0$ $\ell_2 \oplus 500 \ominus 0$ 有効幅Bは設計以上 $\ell_3 \oplus 1,000 \ominus 500$ $\ell_4 \oplus 1,000 \ominus 0$ 有効幅Bは設計以上	ゾーン幅について施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。

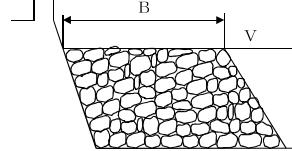
管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2) 結果一覧表によるもの (様式3-1) 構造図に朱記、併記するもの		
左記のもので20点未満のもの及び施工延長	 注) ゾーン区分 C : 遮水ゾーン F : フィルターゾーン T : トランシジョンゾーン R : ロックゾーン  	<p>1 堤体表面張立(張石)状態に適用する。</p> <p>2 ゾーン幅とはダム中心線から設計境界線までの距離(<math>\ell</math>)と各ゾーン単独有効幅(B)をいう。</p> <p>3 管理基準値については別途定めるものとする。</p> <p>4 各リフト毎の盛立高の管理基準値については別途定めるものとする。</p>

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
14 フ イ ル ダ ム 工 事	洪水吐	基準高(V)		⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについて施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
		幅(B)		⊖ 25	中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。
		厚さ(T)		⊖ 20	なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
		高さ(H)		⊖ 25	
		中心線のズレ(e)	直線部 曲線部	⊕ 50 ⊕ 100	
		スパン長	直線部 曲線部	⊕ 20 ⊕ 30	
		施工延長	ただし延長 150m未満	⊖ 0.1% ⊖ 150	

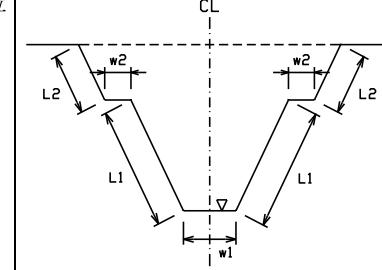
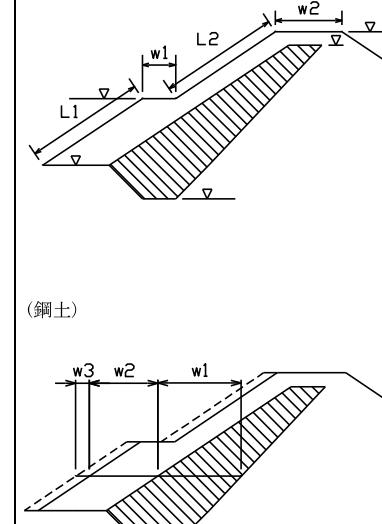
管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	—		インバートと側壁が一体構造の場合、測定箇所は別途定めるものとする。

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準	管理方式	測定箇所標準図	摘要
						管理図表によるもの(様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの
15 頭 首 工 工 事	本体	基準高(V)		④ 30	構造図の寸法表示箇所を測定する。	—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ
		幅(B)	天端幅等 エプロン部	④ 30 ④ 60				
		厚さ(T)		④ 30				
		高さ(H)		④ 30				
		長さ(L)		④ 100				
護床ブロック (異形ブロック)	基準高(V)			④ 150	基準高については施工面積 100 m <sup>2</sup> につき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。	基準高で 20 点以上もの の	左記のもの で 20 点未満 のもの	—
	面積(A)			④ 0.2%				

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
16 海岸 河川 工事	捨石工 消波ブロック	基準高(V)	捨石工	⊖ 300  特別仕様書による	基準高、幅については施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。
		幅(B)		⊖ 300	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅で20点以上 のもの	左記のもの で20点未満 のもの	左記のもの で箇所単位 のもの		

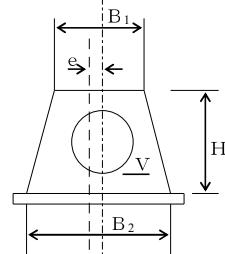
工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
17 ため池改修工事	掘削	基準高(V)		⊖ 100	線的なものについては施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。
		幅(W)		⊖ 150	上記未満は 2箇所測定する。
		法長(L)		⊖ 200	箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。
		施工延長		⊖ 200	
	堤体工	基準高(V)		⊖ 100	線的なものについては施工延長おおむね 20mにつき 1箇所の割合で測定する。
		堤幅(W)		⊖ 100	上記未満は 2箇所測定する。
		法長(L)		⊖ 100	
		施工延長		⊖ 200	

管 理 方 式	測 定 简 所 標 準 図		摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの	
基準高、幅、法長で20点以上ものの 左記のもので20点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの		
基準高、堤幅、法長で20点以上のもの 左記のもので20点未満のもの及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの	<p>1 鋼土の幅は盛土高 1m毎に管理する。      2 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。      3 出来形測定と写真は同一箇所で行う。      4 出来形図は横断図面を利用して作成する。</p> 	

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
17 洪水吐工 ため池改修工事	洪水吐工 ため池改修工事	基準高(V)		± 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについて施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。
		幅(B)		± 30	
		厚さ(T)		± 20	
		高さ(H)		± 30	
	中心線のズレ(e)	直線部		± 50	
		曲線部		± 100	
	スパン長(L)	直線部		± 20	
		曲線部		± 30	
	施工延長(又は長さ)			± 150	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについて施工延長で20点未満のもの及び施工延長で20点以上のもの	左記のもの	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ		スパン長の標準を9mとした場合。

工種		項目	細目	規格値(mm)	測定基準
17 た め 池 改 修 工 事	樋管工 同上付帯構造物(土砂吐ゲート等)	基準高(V)		⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについて は施工延長 10mにつき 1箇所の割合で測定する。 ジョイント間隔については、1本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。
		幅(B)		⊖ 20	
		厚さ(T)		⊖ 20	
		高さ(H)		⊖ 20	
		中心線のズレ(e)	直線部	⊕ 50	
			曲線部	⊕ 100	
施工延長				⊖ 150	

管 理 方 式	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-4)  基準高、幅、 厚さ、高さ、 中心線のズ レ、ジョイ ント間隔で 20点以上の もの	結果一覧表 によるもの (様式 3-1、 3-4)  左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	構造図に朱 記、併記す るもの  箇所単位の 構造物につ いて、基準 高、幅、厚 さ、高さ  	1 基準高(V) は管底を原 則とする。 2 プレキヤス トコンクリ ート製品使 用の場合で ある。 3 底樋がトン ネルの場合は、 土木工 事施工管 理基準 5 水路 トンネル工 事の水路ト ンネルに準 ずる。 4 斜樋等付帯 構造物は土 木工事施工 管理基準 1 共通工事の コンクリー ト付帯構造 物に準 ずる。ただし、 基準高(V) は、取水孔 (ゲート中 心)の標高 とし、高さ (H)は斜面 直角方向と する。

別表ア 基礎杭打工 偏心管理基準値

(単位 : mm)

杭 径	木 杭		プレキャストコンクリート杭	
	管理基準値	規 格 値	管理基準値	規 格 値
60		225		
90		225		
120		225		
150		225		
180		225		
210		225		50
200				62
250				75
300				87
350				
400				100
450				100
500				100
550				—
600				100
700				100
800				100
900				
1,000				
1,200				
1,500				
1,800				
2,000				
2,500				
3,000				

(単位 : mm)

杭 径	鋼 管 杭		場 所 打 杭	
	管理基準値	規 格 値	管理基準値	規 格 値
60				
90				
120				
150				
180				
210				
200				
250				
300				
350				
400				100
450				100
500				100
550				100
600				100
700				100
800				100
900				100
1,000				100
1,200				100
1,500				100
1,800				100
2,000				100
2,500				100
3,000				100

別表イ 管水路（遠心力鉄筋コンクリート管）のジョイント間隔管理基準値

J I S A 5372 R C管 (B形管)			J I S A 5372 R C管 (NB形管)		
呼び径 (mm)	管理基準値	規 格 値		管理基準値	規 格 値
		8管 水路工事 良質地盤	8管 水路工事 軟弱地盤		
150		+20 0	+11 0		+23 0
200		+20 0	+11 0		+23 0
250		+20 0	+11 0		+23 0
300		+18 0	+10 0		+23 0
350		+18 0	+10 0		+23 0
400		+21 0	+11 0		+29 0
450		+21 0	+11 0		+29 0
500		+21 0	+11 0		+29 0
600		+23 0	+13 0		+29 0
700		+21 0	+12 0		+29 0
800		+24 0	+13 0		+29 0
900		+26 0	+15 0		+29 0
1,000		+32 0	+18 0		
1,100		+33 0	+19 0		
1,200		+35 0	+21 0		
1,350		+37 0	+22 0		

- 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
- 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。  
なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
- 標準値は地盤処理のため施工上必要な、本来開くべきジョイント間隔値を示している。規格値及び管理基準値は下図に示す位置を測定するものとする。
- 管の外面から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示すa' b' c' d'とする。

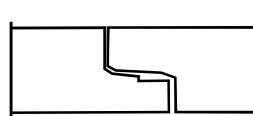
（参考）ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

（1）内面から計測する場合。

B型及びNB型



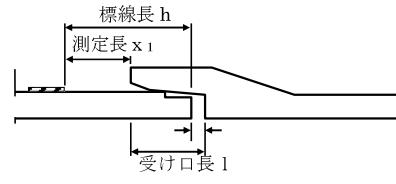
N C型



## （2）外側から計測する場合

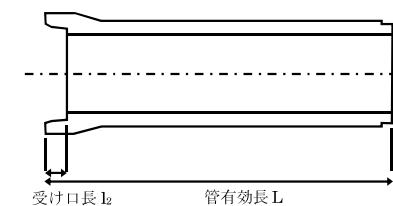
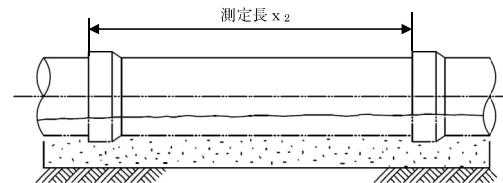
1) 標線による計測

$$\text{ジョイント間隔} = \text{受け口長 } l_2 - (\text{標線長 } h - \text{測定長 } x_1)$$



2) 標線によらない計測（参考）

$$\text{ジョイント間隔} = \text{受け口長 } l_2 - (\text{管有効長 } L - \text{測定長 } x_2)$$



（単位：mm）

J I S A 5372 R C管(NC形管)			
呼び径(mm)	標準値	管理基準値	規格値
1,500	5		+33 +5
1,650	5		+33 +5
1,800	5		+33 +5
2,000	5		+33 +5
2,200	5		+33 +5
2,400	5		+38 +5
2,600	5		+38 +5
2,800	5		+38 +5
3,000	5		+38 +5

別表ウ 管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔管理基準値

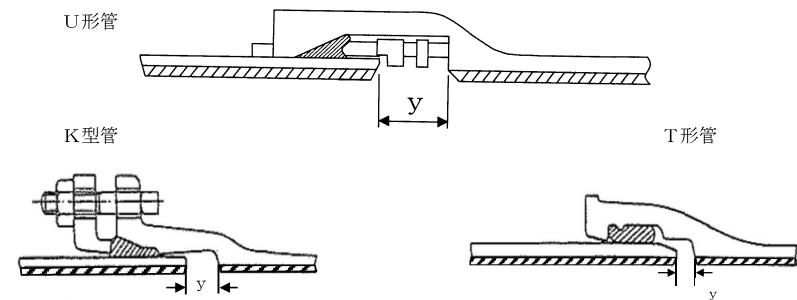
規格	JIS G 5526・5527 及び JDPA G 1027		JIS G 5526・5527 及び JDPA G 1027・1029	
	8管水路工事 K形		8管水路工事 T形（直管）	
	呼び径（mm）	管理基準値	規格値	管理基準値
75		+19 0		+16 0
100		+19 0		+16 0
150		+19 0		+16 0
200		+19 0		+14 0
250		+19 0		+14 0
300		+19 0		+24 0
350		+31 0		+24 0
400		+31 0		+24 0
450		+31 0		+24 0
500		+31 0		+30 0
600		+31 0		+30 0
700		+31 0		+30 0
800		+31 0		+30 0
900		+31 0		+40 0
1,000		+36 0		+40 0
1,100		+36 0		+40 0
1,200		+36 0		+50 0
1,350		+36 0		+50 0
1,500		+36 0		+60 0
1,600		+40 0		+70 0
1,650		+45 0		+70 0
1,800		+45 0		+80 0
2,000		+50 0		+90 0
2,100		+55 0	— —	— —
2,200		+55 0	— —	— —
2,400		+60 0	— —	— —
2,600		+70 0	— —	— —

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。  
 2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。  
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。  
 3. 管の外面から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示すa' b' c' d'とする。  
 4. ダクタイル鋳鉄管のうち、K形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は下図のy寸法である。yの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。  
 5. JDPA G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）の呼び径は以下のとおり。  
 　・ T形及びT形用継ぎ輪：300～2,000、K形：300～2,600  
 JDPA G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）の呼び径は以下のとおり。  
 　・ T形：250～700、U形：800～2,600  
 JDPA G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）のK形に準じる。

規格	JIS G 5526・5527 及び JDPA G 1027・1029		JIS G 5526・5527 及び JDPA G 1029		
	8管水路工事 T形（異形管）		8管水路工事 U形		
呼び径（mm）	管理基準値	規格値	標準値	管理基準値	規格値
75	+16 0	—	—	—	—
100	+17 0	—	—	—	—
150	+18 0	—	—	—	—
200	+16 0	—	—	—	—
250	+14 0	—	—	—	—
300	— —	—	—	—	—
350	— —	—	—	—	—
400	— —	—	—	—	—
450	— —	—	—	—	—
500	— —	—	—	—	—
600	— —	—	—	—	—
700	— —	—	105	+32 — 5	+32 — 5
800	— —	—	105	+32 — 5	+32 — 5
900	— —	—	105	+32 — 5	+32 — 5
1,000	— —	—	105	+33 — 5	+33 — 5
1,100	— —	—	105	+33 — 5	+33 — 5
1,200	— —	—	105	+33 — 5	+33 — 5
1,350	— —	—	105	+35 — 5	+35 — 5
1,500	— —	—	105	+35 — 5	+35 — 5
1,600	— —	—	115	+33 — 5	+33 — 5
1,650	— —	—	115	+33 — 5	+33 — 5
1,800	— —	—	115	+33 — 5	+33 — 5
2,000	— —	—	115	+36 — 5	+36 — 5
2,100	— —	—	115	+36 — 5	+36 — 5
2,200	— —	—	115	+36 — 5	+36 — 5
2,400	— —	—	115	+36 — 5	+36 — 5
2,600	— —	—	130	+36 — 5	+36 — 5

注) 6. JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）のK形、U形のジョイント間隔は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）のK形、U形に準じる。

7. 標準値は縦手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値及び管理基準値は標準値に対する値を示している。

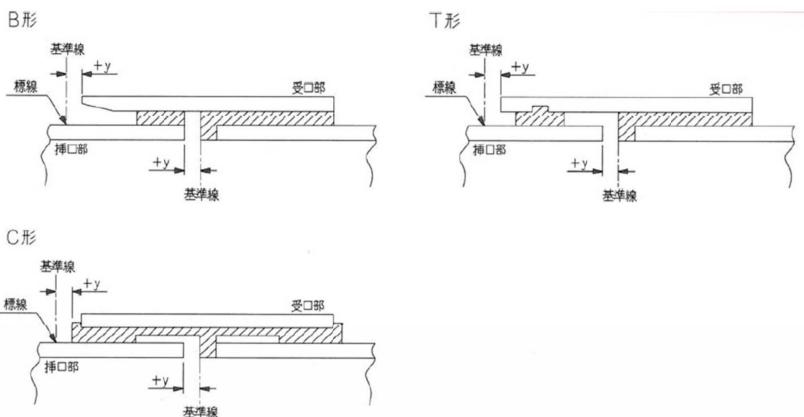


別表エ 管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理基準値

(単位：mm)

規 格	J I S A 5350			
	標準値	管 理 基 準 値	規 格 値	
			良 質 地 盤	軟 弱 地 盤
200	0		+ 33 0	+22 0
250	0		+ 33 0	+22 0
300	0		+ 38 0	+25 0
350	0		+ 38 0	+25 0
400	0		+ 43 0	+28 0
450	0		+ 43 0	+28 0
500	0		+ 53 0	+35 0
600	0		+ 53 0	+35 0
700	0		+ 53 0	+35 0
800	0		+ 53 0	+35 0
900	0		+ 53 0	+35 0
1,000	0		+ 53 0	+35 0
1,100	0		+ 53 0	+35 0
1,200	0		+ 53 0	+35 0
1,350	0		+ 53 0	+35 0
1,500	0		+ 53 0	+35 0
1,650	0		+ 80 0	+53 0
1,800	0		+ 80 0	+53 0
2,000	0		+ 95 0	+63 0
2,200	0		+ 95 0	+63 0
2,400	0		+113 0	+75 0
2,600	0		+113 0	+75 0
2,800	0		+128 0	+85 0
3,000	0		+128 0	+85 0

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。  
 2. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm以下の場合は、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 800 mm以上に適用する。  
 　なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。  
 3. 管の外面から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示す a' b' c' d' とする。  
 4. 縫手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法 y である。なお、基準線に對し抜け出し側を(+)とする。  
 5. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。



別表オ 放射線透過試験による点検の項目と判定基準

(J I S Z 3050 A基準 準拠)

項目	判定基準
1. ルートの溶込み不良	目違ひのない部分の溶込み不良は、1個の長さ 20 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長さ 25 mm以下を合格とする。
2. 目違ひによる溶込み不良	ルートの片側の角が露出している（又は溶融されていない）とき、1個の長さ 40 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長 70 mm以下を合格とする。
3. 内面へこみ	内面へこみは、その部分の写真濃度がこれに接する母材部分の写真濃度を超えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には 5 の溶落ちと同様に取り扱う。
4. 融合不良	母材と溶接金属との間の融合不良は、1個の長さ 20 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長さ 25 mm以下を合格とする。溶接バス間の融合不良は、1個の長さ 20 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長さ 30 mm以下を合格とする。
5. 溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も 1 個につき 6 mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えることなく、連続した溶接長 300 mm当たり最大寸法の合計長さ 12 mm以下を合格とする。
6. 細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ 20 mm以下、幅 1.5 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長さ 30 mm以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が 1 mmを超えていればそれぞれ独立したきずとみなす。
7. 孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ 6 mm以下、幅 3 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長さ 12 mm以下を合格とする。
8. タングステン巻込み	タングステン巻込みは、J I S Z 3104 付属書 4 の第 4 種のきずの像の分類の 4 類以外を合格とする。
9. プローホール及びこれに類する丸みを帯びたきず	プローホール及びこれに類する丸みを帯びたきずは、J I S Z 3104 付属書 4 の第 1 種のきずの像の分類の 4 類以外を合格とする。
10. 虫状気孔	虫状気孔（パイプ）は、J I S Z 3104 付属書 4 の第 2 種のきずの像の分類の 4 類以外を合格とする。
11. 中空ビード	中空ビードは、1個の長さ 10 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長さ 50 mm以下で、長さ 6 mmを超えるものは、50 mm以上離れていなければならない。
12. 割れ	割れは、すべて不合格とする。
13. きずの集積	1 から 11 までに掲げるきずの長さの和が管の円周長さの 8 %以下で、かつ、連続した溶接長 300 mm当たり 50 mm以下を合格とする。ただし 2 に掲げるきずを除く。
14. アンダカット	内面のアンダカットは、1個の長さは 50 mm、合計長さは管の円周長さの 15 %を超えてはならない。
15. きずの写真濃度	(a) 透過写真上の大きさで合格するきずでも、写真濃度が母材部の写真濃度より著しく高い場合には、不合格とする。 (b) 内面のビードの写真濃度が著しく低い場合には、不合格とする。

別表カ 塗覆装の方式及びその厚さ

種別	塗覆装方式	最小厚さ (mm)
直管 テープ付き 直管 異形管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第 4 部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5 mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2009)」による)
	【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第 3 部：長寿命外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」	2.0 mm以上
現場溶接部	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第 4 部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5 mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2009)」による)
	【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012-2010)」	プラスチック系の場合 基材：1.5 mm以上 粘着材：1.0 mm以上

備考 1. 制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする。  
なお、スチフナーについても同様とするが、同部の被覆厚さについては規定しない。  
ただし、フランジ等外面部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚 0.5 mm以上とする。

2. 繼手部の外面塗覆装は、「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012)」プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5 mmとする。